

2016年12月16日

Contents

I 中国法令アップデート

- ・ネット安全法
- ・重大労働保障違法行為社会公布弁法
- ・国家外貨管理局による貨物貿易外貨収支電子証憑審査の規範化に関する通知
- ・「中華人民共和国税関検査条例」実施弁法
- ・中華人民共和国環境保護税法(草案)
- ・弁護士事務所管理弁法(2016年改正)

II 台湾法令アップデート

- ・離職後競業禁止約定に関する労働基準法施行細則の改正
- ・最低賃金の引き上げ
- ・日台租税協定の発効
- ・「公平取引法第46条の適用基準」の制定

III 満腹中国

湯気の中でゆらゆらと北京の冬 ～涮羊肉に変わらぬ北京の冬をみる～

北京オフィス顧問 安然
弁護士 横井 傑

I 中国法令アップデート

弁護士 若林 耕	中国弁護士 李 芸
弁護士 横井 傑	上海オフィス顧問 繆 媛媛
弁護士 唐沢 晃平	上海オフィス顧問 鄧 翌雲
	北京オフィス顧問 杜 小叶

最新中国法令の解説

<情報管理>

ネット安全法

[ポイント] 本法は、中国国内におけるインターネットの設置、運用、使用等に関し、国家体制、社会体制等の維持を含む各種権益の保護及びインターネット関連技術の発展等を目的として制定された法令である。具体的には、サイバーセキュリティに関する基準の構築、サイバーセキュリティ等級保護制、インターネット運営のセキュリティに関する一般規定、基幹情報の取扱いに関する規定、モニタリング及び緊急措置に関する規定、罰則等の規定が定められている。同法には、(i) 情報ネットワークオペレーターが、国家安全維持、犯罪捜査活動のため、技術サポートや技術協力を提供する義務、(ii) 基幹情報インフラ設備の運営者に対する一定の個人情報及び重要データの国外持ち出し規制、(iii) 社会の安全を脅かす重大な突発事件が起きた際に、国家安全及び社会公共秩序の維持のため特定地域の情報ネットワーク通信を制限する等の臨時措置規定等が定められており、これらが各企業に重い負担を課すこととなるのではないかと一部懸念の声も聞かれる。

一方、本法は、あくまで基本法であり、具体的な規定は今後の立法に委ねられていることから、各企業が具体的にいかなるリスクを負うかについて検討するためには、今後の立法及び運用の蓄積を待つ必要がある点にも留意が必要である。

2016年11月7日公布、2017年6月1日施行(中華人民共和国主席令第53号)

[原文] [网络安全法](#)

<労働法>

重大労働保障違法行為社会公布弁法

[ポイント] 本弁法は、雇用単位による重大な労働保障に関する違法行為に対する懲罰を強化するためのものである。(1)ピンハネや理由なき労働報酬の支払遅延で金額が比較的大きい場合;労働報酬の支払拒絶の疑いで司法機関に移送され刑事責任を追及された場合、(2)社会保険に加入せず又は社会保険料を支払わず情状が重い場合、(3)就業時間及び休息休暇に関する規定に違反し情状が重い場合、(4)女性従業員及び未成年従業員の特殊労働保護規定に違反し情状が重い場合、(5)児童使用の禁止規定に違反した場合、(6)労働保障違法行為により社会に重大かつ不良な影響を与えた場合、(7)その他の重大労働保障違法行為については、社会に向けて違法行為の主体の全称、統一社会信用コード(又は登記番号)、住所、法定代表者又は責任者の氏名、主要な違法事実、その処理の状況を公開するものとされている。なお、国家機密、商業秘密及び個人のプライバシー情報については公開してはならないとされている。

2016年9月1日公布、2017年1月1日施行(人社部令第29号)

[原文] [重大劳动保障违法行为社会公布办法](#)

＜外貨管理＞

国家外貨管理局による貨物貿易外貨収支電子証憑審査の規範化に関する通知

[ポイント] 本通知は、一定の条件を満たす銀行は、一定の条件を満たす企業の貨物貿易にかかる外貨収支業務手続の際に、紙ベースの証憑だけでなく、電子ベースの証憑での審査を行うこともできることとするものである。これにより、貨物貿易を行う企業にとっては外貨収支業務の負担が軽減されることとなる。電子ベースの審査を受けることができる企業の条件としては、(1)貨物貿易分類がA類で、営業許可証の取得から2年以上を経過していること、(2)取引銀行における外貨収支に関する合法性及び信用記録が良好であること、(3)電子証憑の真実性、合法性、完全性を保証し、電子証憑を転送・保存できる技術を有すること、(4)銀行からのリスク管理要求に関するその他の条件を満たすこととされている。なお、電子ベースでの審査を受ける企業は、外貨管理局による検査に備え、電子証憑を5年間保存しなければならないものとされている。

なお、本通知は貨物貿易のみに適用があるものであり、サービス貿易等には適用がない。また、三国間貿易についても適用対象外とされている。

2016年9月28日公布、同年11月1日施行(匯発[2016]25号)

[原文] [国家外汇管理局关于规范货物贸易外汇收支电子单证审核的通知](#)

附件: [货物贸易外汇收支电子单证审核指引](#)

＜税関検査＞

「中華人民共和國税関検査条例」実施弁法

[ポイント] 本弁法は、税関による検査(調査)の実施について、より詳細に規定するものである。具体的には、企業による違反行為の自主申告制度をより明確化し、実務上の実効性を確保しようとしている。また、税関は調査の過程において、会計事務所等の専門機関に委託する場合の詳細規定(委託契約の締結、専門機関の結論の位置づけ等)を置いている。

2016年9月26日公布、同年11月1日施行(署令[2016]230号)

[原文] [《中华人民共和国海关稽查条例》实施办法](#)

＜環境法＞

中華人民共和國環境保護税法(草案)

[ポイント] 本草案は、汚染物(大気汚染物質、水質汚染物質、固体廃棄物、騒音)の排出に関して、環境保護税を徴収するというものである。環境保護税を徴収した場合は、2003年施行の「汚染物質排出費徴収使用管理条例」に基づく汚染物質排出費(排污費)の徴収は行わないものとされており、従来の費用から今後は税金へと性質転換が図られているが、税金とすることによる徴収等の方面での法執行の厳格化が企図されている。環境保護税の基準額は地方ごとに状況異なることを考慮して、「環境保護税目税額表」に定める基準を標準としつつ適用税額を調整することを可能としている(例えば北京の税率は最低標準の8~9倍、天津は5~7倍、上海は3~6.5倍となっている)。その一方で税額の減免に関する優遇制度も盛り込まれ、環境保護へのインセンティブを与えるものとなっている。なお、二酸化炭素排出に対する課税は、今回の草案では見送られている。汚染物の排出を伴う企業活動に直接的に影響する法規であるため、今後の立法動向を注視する必要がある。

(意見募集期間:2016年9月6日から同年10月7日まで)

[原文] [中华人民共和国环境保护税法\(草案\)](#)

＜弁護士事務所管理＞

弁護士事務所管理弁法(2016年改正)

[ポイント] 本弁法は、現行法の改正法である。現行法と比べると、弁護士事務所の所属弁護士の行為の放任禁止

が強調されている。具体的には、連絡を取り合っ
て組織結成し、署名活動を行う等して世論圧力を作り出し、司法制度等を攻撃する行為等の 6 種類の行為を放置してはならないとされている。また、弁護士が業務上法規に違反して当事者に損害を与えた場合、その所属弁護士事務所が第一次的に損害賠償責任を負うこととされた。

2016 年 9 月 6 日公布、同年 11 月 1 日施行(司法部令第 133 号)

[原文] 律师事务所管理办法 (2016 年修订)

※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>

◆【上海自由貿易試験区関連法令一覧】

Ⅱ 台湾法令アップデート

弁護士 若林 耕
台湾弁護士 吳 曉青

最新台湾法令の解説

<労働規制>

離職後競業禁止約定に関する労働基準法施行細則の改正

〔ポイント〕台湾労働部は今回の労働基準法施行細則の改正で、労働基準法9条の1に定める離職後競業禁止合意の「合理的な範囲」、「合理的な補償」などの要件につき、明確な内容を定めている。「合理的な範囲」とは、①期間が2年を超えない、②禁止地域が雇用主の営業地域に限られる、③禁止される職業範囲は前職と同様または類似するものに限られる、④禁止される就業先は雇用主の営業活動と同様または類似する競争業者に限られる、といった4要件を満たさなければならない。また、合理的補償について、競業禁止合意の遵守により被った損失に相当し、毎月の補償金は離職前の1か月平均賃金の50%を下回ってはならないなどの要件が定められる。

(2016年10月7日に公布、同日施行)

〔原文〕[労働基準法施行細則](#)

最低賃金の引き上げ

〔ポイント〕台湾労働部は、最低賃金の時給及び月給を改定した。最低賃金の時給は、改定前の120台湾ドルから、2016年10月1日より126台湾ドル、2017年1月1日より133台湾ドルまで引き上げられた。月給は、改定前の20,008台湾ドルから2017年1月1日より21,009台湾ドルまで引き上げられた。

(2016年9月19日に公布、10月1日より施行)

〔原文〕[行政院公告](#)

<租税規制>

日台租税協定の発効

〔ポイント〕2015年11月25日に締結された「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め」(日台租税協定)は、相互の内部承認手続きが完了したため、2016年6月13日に発効した。同租税協定に定められた各租税優遇措置は、台湾においては2017年1月1日より、日本においては2017年4月1日より適用される。

(2015年11月25日に締結、2016年6月13日より発効)

〔原文〕[總統府公告](#)

<独禁規制>

「公平取引法第46条の適用基準」の制定

〔ポイント〕台湾公平取引法46条によれば、企業者の競争関連行為は、同法の規定を優先的に適用するが、その他法令に別の規定があり、同法の趣旨に抵触しない場合はその限りではないとされている。台湾公平取引委員会は、同条の解釈として、「公平取引法第46条の適用基準」を制定した。同基準によれば、①公平取引法に禁じられていない競争行為につき、同法46条の適用がない、②公平取引法及びその他法令ともに禁じられている競争行

為につき、特別法優先適用原則に基づき、具体的な事例により適用法律を判断する、③公平取引法に禁じられる
その他法令に基づいた競争行為につき、同法 46 条の適用があるとされている。また、その他法令が公平取引法に
抵触するかを判断するにあたり、①その他法令の制定・改正・執行状況、②関連市場の競争状況、③公平取引法
の立法趣旨に関連する状況を斟酌しなければならない。

(2016 年 8 月 4 日に公布、同日発効)

[原文] 公平取引法第四十六條適用基準

高 滿腹 中国 高

【湯気の中でゆらゆらと北京の冬～涮羊肉に変わらぬ北京の冬をみる～】

北京オフィス顧問 安然
弁護士 横井 傑

夏が終わると、短い秋を経て、北京は唐突に冬に入る。乾燥した冬風が身体にしんと響くようになると、無性に涮羊肉(シュアンヤンロウ)が食べたくなる。

涮羊肉とは、薄く切った羊肉や野菜を熱湯にさっとくぐらせ、芝麻醬(ごまだれ)につけて食べる北京の伝統的な鍋ものである。そういうと日本式のしゃぶしゃぶを思い浮かべるかもしれないが、涮羊肉にはしゃぶしゃぶや他の鍋料理にはない特徴がある。

最初に目につくのは鍋である。近年日本で流行っている真ん中に仕切りのついた赤白スープの火鍋(重慶火鍋)とはまた異なり、ドーナツ状の鍋の真ん中に煙突が突き出た銅製の鍋を使う。本格的な店では今も石炭をくべて熱する。よく使いこまれた光沢のある鍋が出され、お湯が注がれると、石炭で熱せられた煙突がシューシューと音を立てる。



湯が沸騰すれば、肉の登場だ。牛肉を使うこともないではないが、涮羊肉との名の通り、羊が王道である。シンプルな料理なので材料が味を大きく左右するのだが、有名店では羊片の乗った皿を逆さにしても落ちないことが自慢となる。粘りがあって、水が出ていないのは良い羊肉の証拠なのだ。また、羊肉は、部位毎に肉の味わいがまったく異なり、10種類を超える様々な部位が味わえる店も存在する。



羊片を15秒ほど湯に潜らせ、熱々の肉片を芝麻醬につけてほおばると、胡麻の濃厚な香りがほんのり残る羊の臭みを打ち消し、肉の甘みを引き出してくれる。この芝麻醬は日本式のごまだれよりは濃いもので、胡麻ペーストに豆腐乳(沖縄の豆腐ように似た調味料)、韭菜花(ニラの花の塩漬け)等を入れてその店独自のブレンドダレが作られる。涮羊肉の店を評価するときには、肉の新鮮さに加えて芝麻醬の味がもっとも大切な基準であると言っても過言ではなからう。

近頃の北京では、四川風の辛い火鍋や潮州風のあっさりした火鍋も人気だが、北京人の涮羊肉への愛は色あせない。秋が深まり冬に差し掛かると、涮羊肉の店の入り口に厚い綿の暖簾が掛かるようになる。これをくぐると湿度の高い熱気がわっと顔にあたる。たくさんの銅の煙突が白い湯気に包まれ、鍋をつつく人々の陽炎がゆらゆら揺れる。北京訛りの談笑の音が湯気に混せて立ち上り、室内を充満する。この光景は旧北平時代から変わらず今に続き、これからも北京の冬を象徴するのであろう。



以上

TOPICS

◆当事務所のパートナー、中川裕茂弁護士が執筆した論文が下記雑誌に掲載されました。

「届出件数のおよそ 8 割を占める中国・企業結合届出制度の簡易手続の実務ポイント」

(「旬刊経理情報」 2016.12.1 (No.1464))

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)
弁護士 中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
弁護士 若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)

 - 本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、china-newsletter@amt-law2.com までご連絡下さいますようお願いいたします。

 - 本ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.amt-law.com/bulletins7.html> にてご覧いただけます。